

○学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間に関する規則

〔平成22年9月22日  
法人規則第47号〕

改正 平成23年法人規則第6号

平成30年法人規則第26号

学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間に関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第54条第2項の規定に基づき、学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長（以下「センター長」という。）の選考及び委嘱期間について定めることを目的とする。

(選考)

第2条 センター長は、教育研究施設を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が選考する。

第3条 センター長候補者（以下「候補者」という。）の選考を行うため、学長のもとに選考委員会を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)学長

(2)副学長のうちから学長が指名する者 若干人

(3)その他学長が必要と認める者 若干人

3 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(報告)

第4条 選考委員会は、候補者を選考し、学長に選考結果を付して報告する。

(委嘱)

第5条 センター長は、学長が委嘱する。

2 前項の場合において、学長は、センター長の委嘱に関して必要な事項を記載した書面を取り交わすものとする。

(委嘱期間)

第6条 センター長の委嘱期間は1年とする。ただし、委嘱期間の終期は、センター長となる日

の属する年度の末日とする。

- 2 センター長の委嘱期間は、センター長となる日の属する本学の中期目標期間の末日を限度として更新することができるものとする。

附 則

この法人規則は、平成22年9月22日から施行する。

附 則（平23. 1. 27法人規則6号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 22法人規則26号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。